

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則について

■ 経緯等

- 第221回国会において成立した改正法により、対象特別要人所在施設の指定等に係る規定が新設

【新設された第3条の2第1項の規定】

警察庁長官は、天皇又は内閣総理大臣の所在する施設（第二条第一項第一号ロ及びホに掲げる対象施設を除く。）のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象特別要人所在施設として指定することができる。この場合において、警察庁長官は、併せて当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域を指定するものとする。

- 改正法が付託された衆議院及び参議院の内閣委員会において、対象特別要人所在施設について、「あらかじめ指定基準を定める」とともに、「必要な限度を超える規制とならないようにすること」を求める附帯決議

■ 改正概要

- 附帯決議を踏まえ、小型無人機等の利活用に配慮しつつ、必要最小限の規制とする観点から、対象特別要人所在施設として指定することができる施設の基準を次のとおり定め、改正法の施行の日（令和8年7月14日）から施行

対象特別要人所在施設として指定することができる施設の基準

法第三条の二第一項の規定により警察庁長官が指定することができる施設は、次のとおりとする。

- 一 天皇又は内閣総理大臣が出席する行事（屋外で行われるものに限る。）が行われる施設
- 二 天皇又は内閣総理大臣が三時間以上滞在する施設その他小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが特に必要であると認められる施設